

産前産後休業中の保険料(掛金)免除について

問い合わせの多い内容にお答えします

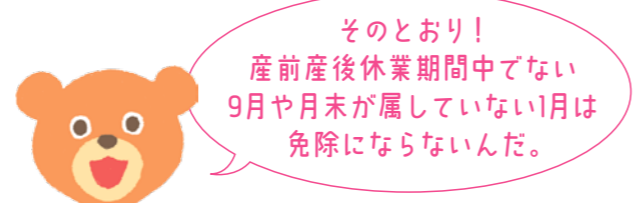
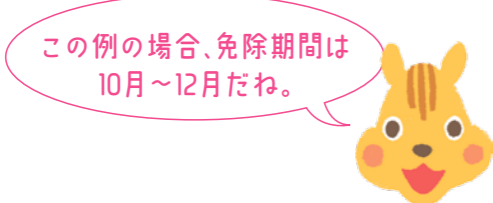
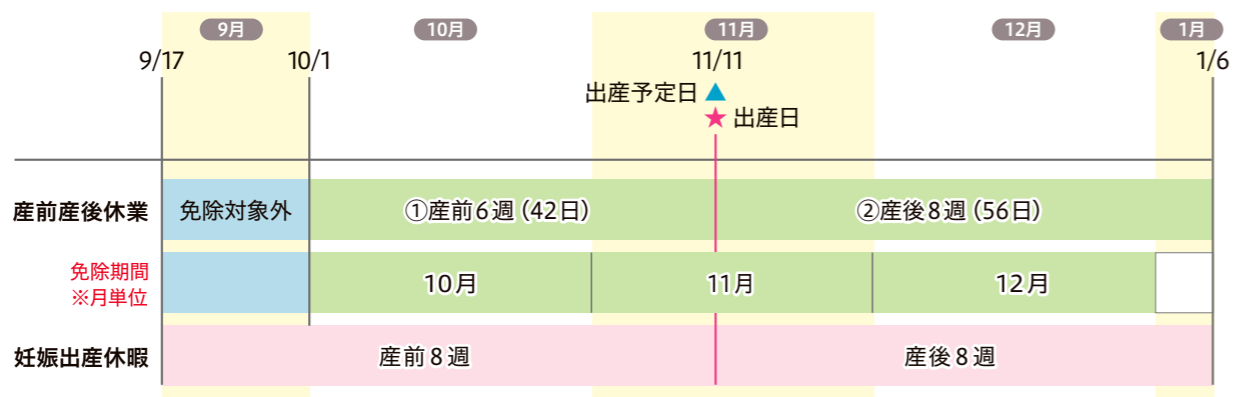
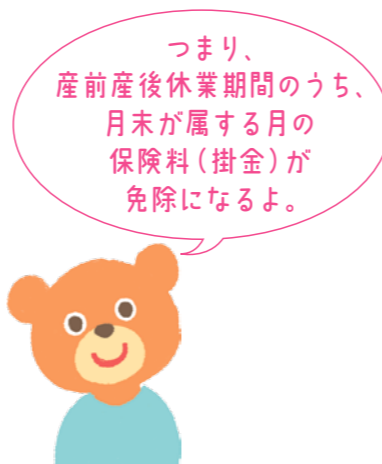
産前産後休業中の保険料(掛金)を申出により免除しています。この制度について、問い合わせの多い内容にお答えします。

Q1 産前産後休業保険料(掛金)免除申出書の添付書類は、何が必要ですか？

- A1** ①休暇承認期間の分かる書類と②出産予定日・出産日を証明する書類の写しを提出してください。いずれも所属所長による原本証明は必要ありません。
- ①休暇承認期間の分かる書類の例……… 休暇・職免等処理簿、出勤簿、産休代替職員の申請書、マスターカード(東京都教職員給与システムにより給与が支給されている場合)
※育児休業承認報告書では証明できません。
 - ②出産予定日・出産日を証明する書類の例…… (当初) 母子手帳、妊娠証明書、診断書 (出産後) 母子手帳、出生証明書、出産費用明細書、住民票
※出産予定日・出産日は、産休代替職員の申請書またはマスターカードに記載されている日では証明できません。

Q2 産休中であるのに、保険料(掛金)免除になっていません。なぜでしょうか？

- A2** 休暇期間と保険料(掛金)免除期間は必ずしも一致しないため、産休中であっても保険料(掛金)免除期間に当たらないことがあります。
- いわゆる産休と呼ばれるものには、「産前産後休業」と東京都などで実際に休暇期間として承認している「妊娠出産休暇」があり、それぞれ期間が異なります。
- 産前産後休業(単胎の場合)
 - ① 出産日以前6週間(出産日が出産予定日より遅れた場合は出産予定日以前6週間)
 - ② 出産日後8週間
 - 妊娠出産休暇期間(単胎の場合)
 - 妊娠中・出産後16週間
- 保険料(掛金)の免除期間は、「産前産後休業」を開始した日の属する月から、終了する日の翌日が属する月の前月までです。「産前産後休業」と「妊娠出産休暇」は期間に差があるため、休暇期間中であっても保険料(掛金)免除期間には当たらないことがあります。

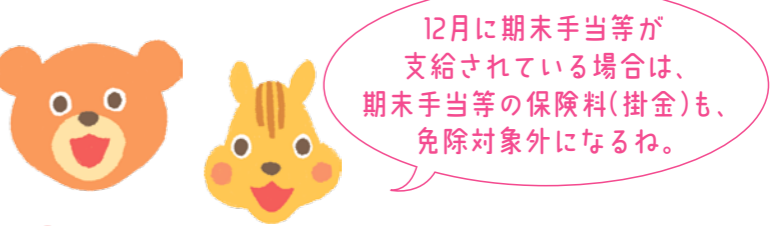
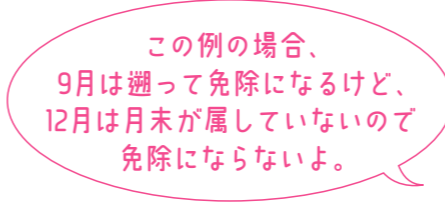
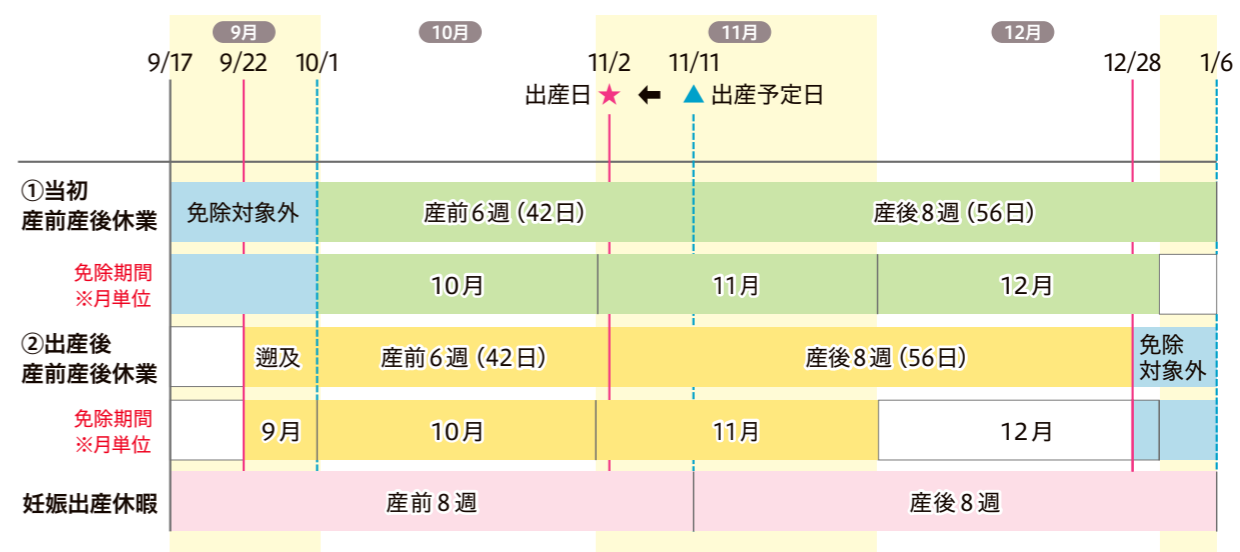


Q3 出産前と出産後で保険料(掛金)免除期間が変わっています。なぜでしょうか？

- A3** 以下のように、出産予定日と出産日が一致しない場合は、保険料(掛金)免除期間が変わります。産前産後休業保険料(掛金)免除申出書は、必ず、当初(出産前)と出産後の2回提出してください。
※東京都教職員給与システムにより給与が支給されている場合は、システムへの入力処理も行ってください。

(例)

①当初 出産予定日 11月11日	産前産後休業期間 10月1日～1月6日 妊娠出産休暇期間 9月17日～1月6日 保険料(掛金)免除期間 10月～12月
②出産後 出産日 11月2日	産前産後休業期間 9月22日～12月28日 妊娠出産休暇期間 9月17日～1月6日 保険料(掛金)免除期間 9月～11月



+α 育児休業から産前産後休業への切替えに伴い育児休業期間が変更(短縮)になった場合は、「育児休業保険料(掛金)免除申出書」も必ず提出してください。

さらに詳しく知りたい方は、公立学校共済組合 東京支部ホームページの事例集をご覧ください。
<https://www.kouritu.or.jp/tokyo/tetsuduki/kyosai/kakekinmenjyo/sankyu/index.html>



問合せ先 福利厚生課経理担当 ☎03-5320-6822